

平成 22 年 7 月から

## 障害者雇用に関する制度が変わります

☆ 障害者雇用納付金制度の対象事業主が拡大されます。

- ・平成 22 年 7 月から、常用雇用労働者が 200 人を超え 300 人以下の事業主は障害者雇用納付金制度の対象となります。
- ・平成 27 年 4 月から、常用雇用労働者が 100 人を超え 200 人以下の事業主は障害者雇用納付金制度の対象となります。

☆ 短時間労働が障害者雇用率制度の対象となります。

- ・平成 22 年 7 月から、常用雇用労働者の総数や実雇用障害者数の計算の際に、短時間労働者（週所定労働時間 20 時間以上 30 時間未満）を 0.5 カウントすることとなります。

☆ 除外率が引き下げられます

- ・平成 22 年 7 月から、除外率設定業種ごとにそれぞれ 10%ポイント引き下げられます。

☆ 詳細はコチラへ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai04/index.html>

<お問い合わせ>

宮崎労働局職業対策課

〒880-0812

宮崎市高千穂通 2-1-33 明治安田生命ビル 7F

TEL : 0985-38-8824 FAX : 0985-38-8829